

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数」等の改正案の概要

平成28年2月9日
環 境 省
経 済 産 業 省

現行のGWP告示¹を廃止し、新しいGWP告示を設けるとともに、施行規則について所要の改正を行う。

1. 新告示の内容

(1) 単一冷媒について

単一冷媒のフロン類の種類及びそのGWPは表1のとおりとする。なお、表1に掲載されていないフロン類は「その他フロン類」とし、GWPは0とすること。

【旧告示からの改正点】

- ・新たにR-13及びR-141bを告示種類として規定するとともに、GWP値を規定すること。(表1の3番及び14番)
- ・表1に掲載されていないフロン類は「その他フロン類」とし、GWPは0とすること。

表1

番号	告示種類	GWP
1	R-11 (トリクロロフルオロメタン)	4750
2	R-12 (ジクロロジフルオロメタン)	10900
3	R-13 (クロロトリフルオロメタン)	14400
4	R-22 (クロロジフルオロメタン)	1810
5	R-23 (トリフルオロメタン)	14800

¹ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八七に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数(平成27年経産省・環境省告示第5号。)

6	R-32 (ジフルオロメタン)	675
7	R-113 (トリクロロトリフルオロエタン)	6130
8	R-114 (ジクロロテトラフルオロエタン)	10000
9	R-115 (クロロペンタフルオロエタン)	7370
10	R-123 (ジクロロトリフルオロエタン)	77
11	R-124 (クロロテトラフルオロエタン)	609
12	R-125 (1・1・1・2・2-ペンタフルオロエタン)	3500
13	R-134a (1・1・1・2-テトラフルオロエタン)	1430
14	R-141b (1・1-ジクロロ-1-フルオロエタン)	725
15	R-142b (1-クロロ-1・1-ジフルオロエタン)	2310
16	R-143a (1・1・1-トリフルオロエタン)	4470
17	R-152a (1・1-ジフルオロエタン)	124
18	R-227ea (1・1・1・2・3・3・3-ヘプタフルオロプロパン)	3220
19	R-236fa (1・1・1・3・3・3-ヘキサフルオロプロパン)	9810
20	R-245fa (1・1・1・3・3-ペンタフルオロプロパン)	1030

(2) 混合冷媒について

混合冷媒については、表2のとおりとする。

【旧告示からの改正点】

- ・「その他のフロン類」と表示することとされていたフロン類のうち、IS0817に掲載されている35種類について、新たにR番号表記により規定するとともに、当該フロン類のGWP値を規定すること。
- ・IS0817に掲載されていないフロン類の告示種類を「その他混合冷媒」とするとともに、計算方法を規定すること。(表2の65番)

表2

番号		
1	R-401A	1180
2	R-401B	1290
3	R-401C	933
4	R-402A	2790
5	R-402B	2420
6	R-403A	1360
7	R-403B	1010

8	R-404A	3920
9	R-406A	1940
10	R-407A	2110
11	R-407B	2800
12	R-407C	1770
13	R-407D	1630
14	R-407E	1550
15	R-407F	1820
16	R-408A	3150
17	R-409A	1580
18	R-409B	1560
19	R-410A	2090
20	R-410B	2230
21	R-411A	1600
22	R-411B	1710
23	R-412A	1840
24	R-413A	1260
25	R-414A	1480
26	R-414B	1360
27	R-415A	1510
28	R-415B	546
29	R-416A	1080
30	R-417A	2350
31	R-417B	3030
32	R-418A	1740
33	R-419A	2970
34	R-420A	1540
35	R-421A	2630
36	R-421B	3190
37	R-422A	3140
38	R-422B	2530
39	R-422C	3080
40	R-422D	2730
41	R-423A	2280
42	R-424A	2440

43	R-425A	1510
44	R-426A	1510
45	R-427A	2140
46	R-428A	3610
47	R-429A	12
48	R-430A	94
49	R-431A	36
50	R-434A	3250
51	R-435A	25
52	R-437A	1810
53	R-438A	2260
54	R-439A	1980
55	R-440A	144
56	R-442A	1890
57	R-500	8080
58	R-501	4080
59	R-502	4660
60	R-507A	3990
61	R-508A	5770
62	R-508B	6810
63	R-509A	796
64	R-512A	189
65	その他混合冷媒	混合冷媒中の表一の中欄に掲げる物質ごとに、国際標準化機構の規格五一四九／一に定めのある混合冷媒については、同規格に基づく当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、それ以外の混合冷媒については、当該混合冷媒中の物質の混和の質量の割合に、当該物質に係る表一の右欄に掲げる係数を乗じて得られる値を算定し、当該物質ごとに算定した値を合計して得た値（一未満の端数があるときは、その端数を四捨五入して得た値）

(3) その他

【旧告示からの改正点】

- ・各フロン類の規定順を、IS0817に基づく順番（冷媒番号順）とすること。
- ・名称を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第一条第三

項及びフロン類算定漏えい量等の報告等に関する命令第二条第三号の規定に基づき、国際標準化機構の規格八一七等に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が定める種類並びにフロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数」とする。（「…国際標準化機構の規格八一七等」の【等】を追加する。）

2. 施行日

(1) GWP 告示

- 充填証明書、回収証明書、第一種フロン類再生業の許可申請、再生証明書、破壊証明書に係る改正は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。
- 特定製品への表示に係る改正は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。
- フロン類算定漏えい量の報告・集計、第一種フロン類再生業者の再生量報告及びフロン類破壊業者の破壊量報告は前年度の状況を集計するものであるため、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

(2) 施行規則

- 平成 28 年 4 月 1 日

(参考) 「国際標準化機構の規格八一七」について

「国際標準化機構の規格八一七」とは、冷媒に付与される冷媒番号の定め方について規定された規格。具体的には、物質に含まれる炭素、フッ素、水素の数による番号の付け方、異性体の種類による英文字の付け方、混合冷媒の番号の付け方などが定められている。

以上